

横浜市子ども・子育て会議

子育て部会（平成 29 年度 第 2 回）

日時:平成 29 年 7 月 21 日(金)

10:00～12:00

場所：マツ・ムラホール

議事次第

- 1 開会
- 2 議題
横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 3 その他
- 4 閉会

〔配付資料〕

- | | |
|------|----------------------------|
| 資料 1 | 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿 |
| 資料 2 | 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿 |
| 資料 3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 |
| 資料 4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
| 資料 5 | 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について |

横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【28年11月～30年10月】

＜子育て部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	小田原短期大学 副学長 保育学科長 教授	◎ 吉田 眞理
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○ 太田 恵蔵
3	横浜商工会議所 女性会 副会長	後藤 美砂子
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	佐藤 慎一郎
5	市民委員	難波 裕子
6	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	八木澤 恵奈
7	横浜地域連合 副議長	柳井 健一
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人	山田 美智子
9	神奈川県立こども医療センター母子保健局 地域保健推進部長	臨 大山 牧子

◎：部会長

○：職務代理者

臨：臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会事務局名簿

こども青少年局

平成29年7月21日現在

区分	所 属	氏 名
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	齋 藤 聖
	こども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	子育て支援部長	宮 本 正 彦
	こども福祉保健部長	細 野 博 嗣
課 長	企画調整課長	福 嶋 誠 也
	保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	保育・教育運営課給付・支給認定担当課長	青 木 正 博
	こども家庭課長	谷 口 千 尋
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈 緒 子
	こども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡
	こども家庭課親子保健担当課長	山 本 弘 庫
	障害児福祉保健課長	遠 藤 文 哉
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	吉 沢 賢 治
係 長	企画調整課担当係長	万 年 邦 佳
	子育て支援課担当係長	豊 倉 麗 子
	子育て支援課担当係長	大 野 悟
	保育・教育運営課運営調整係長	大 槻 彰 良
	保育・教育運営課支給認定・利用調整担当係長	片 岡 翔 太
	こども家庭課こども家庭係長	八 木 慶 子
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長	森 兼 亜 紀 子
	こども家庭課養護支援係長	伊 藤 亜 希
	こども家庭課親子保健係長	谷 川 み ち る
	こども家庭課担当係長	橋 本 雅 子
	こども家庭課担当係長	中 野 緑
	障害児福祉保健課担当係長	富 田 倫 子
	障害児福祉保健課整備担当係長	畠 山 重 徳
	障害児福祉保健課担当係長	黒 田 智 子
	障害児福祉保健課担当係長	酒 井 拓 水
中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	永 田 千 穂	

事務担当

子育て支援課長	永 井 由 香
子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
子育て支援課子育て支援係	松 川 恵

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成27年2月条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
 最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

平成 28 年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画に位置付けている子ども・子育て支援施策を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、横浜市子ども・子育て支援事業計画の実施状況に関する点検・評価を毎年度実施します。

2 点検・評価の実施方法

点検評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施することとし、次の視点で、各部会において所掌する基本施策や事業・取組等に関する点検・評価を実施します。

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各指標、事業・取組について、目標値に対する進捗状況を4段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

(2) 施策を推進していく過程の評価

○基本施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、各事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 各部会における平成 28 年度の実施状況に関する点検・評価の実施予定

29 年 6 月～9 月の各部会において、所掌する基本施策・事業に関する点検・評価を行います。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 3 の一部、基本施策 5～9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 3 の一部
放課後部会	基本施策 1 及び 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 4

4 平成 28 年度の実施状況に関する点検・評価（案）

別添のとおり

5 結果の公表

実施状況の点検・評価の結果については、子ども・子育て会議の審議を経た後、本市ホームページ等で公表します。

<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ (病児保育)	○ (保育・教育全般)	○ (放課後施策)	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○ (放課後施策、 プレイパーク)	○
基本施策③	障害児への支援	○ (障害児施策全般)	○ (障害児保育・教育)		
基本施策④	若者の自立支援の充実				○
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業 (保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ (全体調整+地域子育て支援 拠点)	○ (保育・教育コンサル ジュ)		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ (乳幼児一時預かり、子育てサポート システム等)	○ (一時保育、幼稚園預 かり保育等)		

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

【基本施策⑤】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

■これまでの主な取組

- 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援として、妊婦健康診査の費用助成や妊婦歯科健康診査を行うとともに、受診勧奨に取り組み、出産後は、第1子に対する新生児訪問を実施しました。また、妊娠・出産に関する啓発パンフレットを高校・大学等へ配布しました。
- 産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行うために、新たに妊産婦やその家族に向けた「産後うつ病の啓発」及び「支援者向け研修」を市医師会と共催により実施しました。
- 特定不妊治療費の助成については、平成28年度の制度改正に伴い、年齢要件（助成対象となる治療の開始日時点で妻の年齢が42歳以下）が加わったことにより、交付対象者数が減少しています。そのなかで、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療の一部について初回助成限度額を拡充したほか、新たに男性不妊治療の一部について、手術費用の助成を実施しました。

■取組による成果

- こんにちは赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問や専門職による訪問指導等を実施し、親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう支援を進めました。
- 「にんしんSOSヨコハマ」を運営することにより、休日や夜間の相談体制を充実させ、予期せぬ妊娠への相談に対応しました。
- 心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子ケアに取り組み、乳児との関わりを具体的に支援することで、育児不安の早期解消に努めました。
- 育児不安や心身の不調が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の支援が必要な子育て家庭に対し、産前産後ヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減しました。
- これらの取組により、安心して出産・子育てができる環境を整え、児童虐待の予防につなげています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 子育て世代包括支援センターの機能の確立に向け、モデル3区の福祉保健センターに妊産婦への相談支援を行う専任の母子保健コーディネーターを配置し、地域子育て拠点と連携しながら、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図ります。
- 産婦の心身の安定を図るため、新たに産婦健康診査への助成や、母乳育児についての訪問相談、産後うつの早期発見・支援に向けた取組を行います。
- 「産後母子ケア事業」については、引き続き対象者への周知に努めると共に、更に利用しやすくするため、訪問型母乳相談を新たに開始します。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小児医療費助成制度について、29年4月より通院助成の対象を「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に拡大し、小学4～6年生の本人負担を3割負担から通院1回の上限度額500円までに軽減します。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	<28年度の振り返り>		所管課
						29年3月末時点	進捗状況	
1	5	妊娠届出者に対する面接を行った割合	91.5% (25年度)	95.00%	—	93.60%	B	こども家庭課
2	5	第1子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9% (25年度)	95.0%	—	91.80%	B	こども家庭課

<主な事業・取組>

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	【直近の状況】		<28年度の振り返り>					所管課
									29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	
1	5	1		妊娠・出産に関する知識の普及啓発・相談支援の充実	—	—	(推進)	—	—	B	・妊娠・出産に関する啓発パンフレットを高校・大学等へ配布した。 ・「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、予期せぬ妊娠への相談を充実させるとともに、広報媒体を市内高校・大学及び薬剤師会、ドラッグストア、ネットカフェへ配布した。	9,696千円	A	・にんしんSOSヨコハマは、閉庁時でも利用しやすい状況であることが、休日や夜間の利用が全体の35%であることから分かる。	推進	こども家庭課
2	5	1		不妊相談・治療費助成事業	特定不妊治療費助成件数	5,667件 (25年度)	6,000件	—	4,766件	B	平成28年度の国の制度改正に伴い年齢要件(助成対象となる治療の開始日時点で妻の年齢が42歳以下)が加わったことにより、助成件数がH28目標値を下回っています。 そのなかでも、「男性不妊講演会・相談会の土曜日開催」により、周知を進めるとともに「特定不妊治療費及び男性不妊治療費の一部を助成」を実施するなど、治療にかかる経済的負担を軽減することにより、事業の推進を行いました。	759,146千円	B	・講演会は「内容が充実していた」「とてもためになった」「もっと広く周知してもらいたい」などアンケート結果からも好評であった。相談会を休日開催したことで利用者が増加した。 ・初回助成金額の増額や男性不妊治療費の助成により、高額治療費に対する利用者の経済的負担を大きく軽減している。	推進	こども家庭課
3	5	2	☆	妊婦健康診査事業	受診回数	372,490回 (年間延べ) (25年度)	352,629回 (年間延べ)	373,175回	357,955回	B	妊娠届出時面接で妊婦健康診査の受診勧奨を行い、母子の健康管理が適切に実施されるよう公費での妊婦健康診査費用の負担を実施した。	2,462,626千円	B	妊娠届出者数の減少に伴い受診者数が減少しているが、補助券を配布することにより、妊婦健康診査の受診を促し母子の健康を確保できている。	推進	こども家庭課

No.	施策	方向性	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H28 目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額 【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	5	2		歯科健康診査事業	①3歳児でむし歯のない者の割合 ②妊婦歯科健診受診者数	①86.0% ②9,779人 (25年度)	①88.7% ②11,880人	—	①87% ②10,645人	B	①区福祉保健センターにおいて、1歳6か月児から3歳児までのハイリスク対策として、むし歯予防教室及び経過歯科健診の実施 ②母子健康手帳交付面接時、母親教室、産科医療機関において、歯科健診受診の勧めを行った。また、実施医療機関研修を年2回実施し、実施医療機関数の拡大を図った。	138,624千円	B	<乳幼児歯科健診> 利用者からは、「歯みがき方法を丁寧に指導していただけてよく理解できた」「継続的な健診を受診できたことで、むし歯もできずに3歳を迎えられた」などの意見があった。 <妊婦歯科健診> ・健診後、歯科保健指導もしてくれて良かった。 ・「かかりつけ歯科医が実施医療機関でなかったため、実施医療機関を増やしてほしい」、「診療中にきょうだい児の見守りをしてもらえる医療機関を増やしてほしい」などの意見があった。	推進	こども家庭課
5	5	2		母子保健指導事業	第1子出生数に対する新生児訪問を行った割合	79.9% (25年度)	95%	—	91.8%	B	母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、妊娠・出産・育児に対する保健指導や訪問指導を行った。そのうえで、第1子の母子訪問率を上げるため、母子訪問指導員の人員確保に取り組んだ。	78,935千円	B	母子の心身の健康を早期に把握することで支援につなげることができている。また、第二子以降の訪問についても、希望があれば対応している。	推進	こども家庭課
6	5	2		産科・周産期病床の 拡充	—	周産期救急連携病院:9病院 (26年4月)	(推進)	—	周産期救急連携病院:9病院	B	○前年度に引き続き、周産期救急連携病院:9病院を確保した。また、参加医療機関の設備や運営の費用に対して支援を行い、周産期救急体制の充実確保を図った。	30,000千円	A	設備運営費の支援により、周産期救急連携病院の安定運用が進んでいる。	推進	医療局医療政策課
7	5	2		小児救急拠点病院事業	—	小児救急患者受入件数: 31,281件、小児救急拠点病院: 7病院 (26年4月)	(推進)	—	小児救急拠点病院:7病院	B	○小児救急拠点病院:7病院を確保し、拠点病院への小児科医の集約など、小児救急医療体制の充実を図った。 ○小児救急医療体制に参加している病院に対して費用の一部を助成し、専門医による24時間365日の救急医療体制の確保を促進した。	200,000千円	A	医師の集約化により、小児専門医による救急医療体制の安定運用が進んでいる。	推進	医療局医療政策課
8	5	2		小児救急に関する相談体制の充実	—	小児救急相談件数:61,872件 (25年度)	(推進)	—	救急相談センター救急電話相談件数 (小児:68,632件) (平成28年度)	B	○救急電話相談と医療機関案内のサービスを小児を含む全年齢を対象とし、24時間相談を受け付ける体制を整備。 ○緊急性が高い相談は119番に転送するなどサービス内容も拡充し、相談を受け付ける看護師の配置数の増員と医師の助言体制の整備もを行っている。	297,475千円	A	全年齢を対象とした救急相談窓口を提供することにより利用者の不安軽減に役立っている。	推進	医療局医療政策課
9	5	2		小児医療費助成事業	—	対象者数(小学1年生まで):202,515人、受診件数: 3,751,533件 (25年度)	(推進)	—	対象者数:235,778人 (28年度)	B	平成29年4月からの通院助成の対象の拡大および一部負担金の導入に向けた準備を行った。	9,141,916千円	B	通院助成の対象年齢が拡大したことにより小児を抱える家庭の経済的負担軽減した一方で、所得制限の緩和や撤廃を希望する声が上がっている。	推進	健康福祉局医療援助課
10	5	2		小児慢性特定疾病医療給付	—	対象者数: 3,113人 (25年度)	(推進)	—	対象者数:3,504人 (28年度)	B	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療給付を行う。 28年1月から、小児慢性特定疾病児童本人、家族の不安解消を図るため、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行う自立支援事業(相談支援)を実施。	668,138千円	B	—	推進	健康福祉局医療援助課
11	5	3	☆	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数 ②訪問率	①26,409件 ②85.9% (25年度)	①24,100件 ②91.5%	①24,921件 ②88.6%	①27,723件 ②93.2%	A	生後4か月までの乳児がいる家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供及び相談機関の紹介等を行うとともに、必要に応じて区と連携し、育児不安の軽減に取り組んだ。	91,766千円	B	利用者からは、「地域の情報を教えてもらえて役に立った」、「地域の人(訪問員)と顔見知りになれてよかった」などの意見があった。 訪問員からは、訪問の約束をするまでに苦労があるものの、やりがいを感じているとの声が上がっている。	推進	こども家庭課
12	5	4		産前産後ヘルパー派遣事業	①利用者数 ②派遣回数	①560名 ②5,649回 (25年度)	①725名 ②7,250回	—	①827名 ②8,146名	A	妊産婦が属する世帯で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため支援が必要な世帯に、産前産後ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を実施した。	28,867千円	B	利用者からは、産後の心身の不安定な時期に助かったとの声があった。 事業者からは、支援内容について利用者への周知を徹底してほしいとの意見があった。	推進	こども家庭課

No.	施策	方向性	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H28 目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額 【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
13	5	4		産後母子ケア事業	①産後母子デイケア利用人数 ②産後母子ショートステイ利用人数	①23人 ②66人 (25年度)	①340人 ②980人	—	①69人 ②145人	C	産後の母子にショートステイやデイケアの提供により、育児不安の早期解消に取り組むため、産科医療機関を拡大するとともに、市ホームページに掲載し、事業の周知を図った。 各区において事例を積み重ねることで事業が定着し、利用につながった人に効果的な支援につながっているが、目標値を下回っている。 今後も引き続き、対象となる母子を早期に把握し、確実に利用につなげられるよう、医療機関との連携を強化するなど、妊娠中・出産直後の相談支援の充実を図る。	24,845千円	B	育児に強い不安のある母親に対してサポートを行うことで不安を取り除いたり、負担を軽くすることができている	推進	こども家庭課
14	5	4	☆	育児支援家庭訪問事業	①家庭訪問実施回数 ②ヘルパー実施回数	①4,135回 (年間延べ) ②1,137回 (年間延べ) (25年度)	①6,614回 (年間延べ) ②2,500回 (年間延べ)	①4,954回 ②1,875回	①3,880回 ②1,423回	C	①子育てへの不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児支援家庭訪問員による育児の相談・支援を行った。マニュアルの見直しを行い、適切な運用に努めた。 ②各区において対象者の把握に努め、ケース検討会議等で導入を検討したが、利用に至らないケースがあった。児の登園支援等のニーズへの対応について、区、保育園、児童相談所及びこども青少年局からなる検討会を実施し、引き続き、今後の取り組みの方向性について検討することとした。	140,506千円	B	育児支援家庭訪問事業については、対象者からの評価を求めることは困難。育児支援ヘルパー事業については、事業者から様々な課題を持つ養育者への支援が難しいとの声があった。	推進	こども家庭課
15	5	4		産後うつ対策	—	—	(推進)	—	—	B	医療機関職員を対象とした産後うつ研修を市医師会と共催で実施した。	1,793千円	B	産科医療機関での産後うつの取組、精神科医療機関では産科医療機関との連携の取組が始まっており、必要性の高いテーマである。	推進	こども家庭課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 (案)

【基本施策⑦】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

■これまでの主な取組

- ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供や相談、交流の充実に取り組んだほか、18区のジョブスポットと引き続き連携し、ひとり親家庭の就労支援を一層推進しました。
- ひとり親家庭の自立を促進するため、高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に就労状況等一定の条件を満たした場合に返還免除となる入学・就職準備金の貸付を新たに29年3月より行いました。
- ひとり親家庭の児童の夕方以降の生活・学習支援のモデル事業を2か所で行いました。

■取組による成果

- 経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、児童扶養手当の第2子以降の加算額を増額や自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を拡充するなど個々の家庭の状況に応じた支援を推進しています。
- 母子生活支援施設への入所や自立支援等により、居住場所の確保と将来の安定した生活再建に向けて支援しました
- DV被害者等の相談体制の確保や相談窓口の周知、DVに対する正しい理解の普及啓発を行い、相談・支援を必要とする人に対する支援を行いました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 困難を抱えるひとり親家庭の総合的な支援に向け、引き続き、区や関係機関との連携を図るとともに、実態調査の結果等を踏まえ、次期「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」（30～34年度）を策定します。
- 母子生活支援施設において、出産・養育に課題を抱える妊産婦に対する保健指導や生活・育児支援を7か所で行います。

<指標>				<28年度の振り返り>				
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	所管課
1	7	ひとり親家庭の就労者数	314人 (25年度)	1,900人 (6か年累計)	—	412人(3か年累計 1,022人)	B	こども家庭課
2	7	ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	4,627人 (25年度)	5,300人	—	3,510人	C	こども家庭課

<主な事業・取組>														<28年度の振り返り>			
No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課	
																	【直近の状況】
1	7	1		ひとり親家庭等自立支援事業	①ひとり親家庭の就労者数 ②ひとり親家庭自立支援事業利用者数	①314人 ②4,627人 (25年度)	①1,900人 (26年度から 6か年累計) ②5,300人	—	①412人(3か年累計 1,022人) ②3,510人	C	①ひとり親家庭の就労者数については、ジョブスポットが18区展開となり、連携の推進により、412人の就労につながった。 ②ひとり親サポートよこはまにおいて、就労支援や子育てや法律相談などの総合的な支援を行うほか、家庭生活支援員の派遣による家事・育児援助、資格や技術を取得するための給付金事業を実施した。 さらに、28年度は、マネーセミナー、子どもとのコミュニケーション講座、料理教室等とおした、ひとり親家庭同士の交流を定期的の実施したが、利用者数については、3,510人となっており、計画策定時の4,627人を下回っている。	217,728千円	B	様々な困難を抱えるひとり親家庭に対しては、総合的な支援が必要。 制度があるだけでなく、それを着実に支援につなげていくための相談機能や情報抵抗の工夫が求められている。	推進	こども家庭課	
2	7	1		ヘルパーの派遣事業	—	(実施)	(推進)	—	家庭生活支援員事業：延べ利用者数 498人	B	一時的に家事・育児等の支援が必要なひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣した。また、未就学児のいる家庭については、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合は、定期的な利用を可能とした。	15,226千円	B	【利用者】 一時的ではなく継続的に利用できるようにしてほしい。 【実施事業者】 適切な支援内容、利用頻度や期間の判断に苦慮している。	推進	こども家庭課	
3	7	1		保育所への優先入所	—	(実施)	(推進)	—	(実施)	B	未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップしています。	—	B	市民からの提案等でも取組の必要性を認められている。	推進	保育・教育運営課	

No.	施策	方向性	確保	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度取組	28年度予算額【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	7	1		市営住宅入居時の優遇	—	(実施)	(推進)	—	・子育て世帯(ひとり親含む)限定募集の住戸数 4月募集:29戸 10月募集:40戸 ・子育て世帯(ひとり親含む)優遇募集の住戸数 4月募集:115戸 10月募集:70戸	B	・市営住宅の入居者募集に際して、母子・父子世帯、DV被害者世帯について、当選率を一般組の3倍とする優遇制度を実施した。 ・市営住宅の申込資格である収入基準(世帯の月収額)について、子育て世帯は、一般世帯に比べて緩和を行った。 ・平成28年10月募集より、入居者資格審査時の収入算定において、非婚の母子・父子世帯にも寡婦(夫)控除を適用するようになった。 ・一部の市営住宅において、子育て支援倍率優遇住宅(子育て世帯の当選率を一般組の10倍とする)として、平成28年4月募集では115戸、平成28年10月募集では70戸を募集した。 ・一部の市営住宅において、子育て世帯限定住宅として、平成28年4月募集では29戸、平成28年10月募集では40戸を募集した。	—	B	市営住宅では、子育てしやすい環境の住宅を子育て世帯専用提供することや、入居者募集時の選考倍率の優遇等の実施など、住宅に困窮する子育て世帯への入居支援が求められる。	推進	建築局市営住宅課
5	7	1		民間住宅あんしん入居	—	(実施)	(推進)	—	相談件数:6,006件 利用件数:2,097件	B	民間賃貸住宅への入居が困難なひとり親世帯等に対して、民間の協定保証会社や協力不動産店等との連携による入居支援を行うとともに、利用の促進に向けた関係者との連絡調整会議を実施しました。 また、児童福祉施設等退所者の入居促進のため、子ども青少年局を通じて、NPO団体にヒアリングを行いました。 相談件数:185件 利用件数:28件	4,043千円	B	安否確認サービスのモデル事業の開始によって、独居高齢者の入居支援については、オーナーや不動産店から一定の評価を受けている。 今後は、児童福祉施設等退所者の方等に対しても、入居支援が求められている。	推進	建築局住宅政策課
6	7	1		母子生活支援施設	—		(推進)	—	月平均139世帯	B	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営める母子生活支援施設を運営した。	629,230千円	B	・女性相談件数が増加している一方で、携帯電話等の施設生活における制限から利用者が伸び悩んでいる。 ・養育支援等のDV被害以外の潜在ニーズの掘り起こしを求められている。	推進	子ども家庭課
7	7	1		母子・父子家庭自立支援給付金事業	—		(推進)	—	自立支援教育給付金支給者数:26人 高等技能訓練促進費支給数:151人 (25年度)	B	適職に就くために必要な技術や資格の取得を支援する自立支援教育訓練給付金、経済的自立効果的な資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金事業を実施した。 また、新たに、高等職業訓練促進給付金と連動した貸付制度や、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童の、より良い条件での就職や転職へ向けた高等学校卒業程度認定試験の合格支援事業を実施した。	158,923千円	B	家事・育児と就業の両立に向けて、給付金を活用した取り組みは有効。より利用しやすくなるよう、対象資格の拡大を検討してほしい。	推進	子ども家庭課
8	7	1		児童扶養手当・児童手当	—		(推進)	—	児童扶養手当受給者数:21,078人、児童手当受給者数:307,405人 (25年度)	B	児童扶養手当及び児童手当の支給	児童扶養手当:10,376,106千円 児童手当:57,332,775千円	B	児童手当・児童扶養手当とも誤認定、誤送付など重大なコンプライアンス案件もなく、適正な認定、支給ができた。	推進	子ども家庭課
9	7	1		ひとり親家庭等医療費助成事業	—		(推進)	—	対象者数:44,146人、受診件数:628,890件 (25年度)	B	健康保険に加入している母子家庭・父子家庭・養育者家庭等の方を対象に、医療機関受診時の保険診療分の自己負担額を助成。	1,728,396千円	B	特に意見無し	推進	医療援助課
10	7	1		母子・父子・寡婦福祉資金貸付	—		(推進)	—	貸付件数:795件	B	母子・父子・寡婦世帯に修学資金などの福祉資金の貸付けを実施。	498,122千円	B	貸付金の振込時期等、母子世帯等が貸付制度を利用しやすくなるような取組の検討が必要。	推進	子ども家庭課
12	7	2		女性相談保護事業	—		(推進)	—	横浜市DV相談支援センター専用電話:1,831件 区福祉保健センター来所相談件数:1,759件 (25年度)	B	区の女性福祉相談員及び横浜市DV相談支援センターによる、来所、電話による相談を行い、支援が必要な被害者等に対する緊急一時保護支援、その後の生活再建に向けた、訪問、同行支援を行った。各種DV証明書の発行業務もを行い、DV被害者の生活再建支援を行った。 横浜市DV相談支援センター機能として、相談員や職員へのスーパーバイズを行い、相談支援を円滑に回るとともに、研修等を行い、組織的体制の強化や人材育成にも取り組んだ。	112,428千円	B	区の女性福祉相談員の対応する相談件数は上がっており、関係機関との連携により、相談へつながっていることが考えられる。横浜市DV相談支援センターの相談件数は下がっているため、更なる周知・啓発が必要である。	推進	子ども家庭課
13	7	4		女性緊急一時保護施設補助事業	—		(推進)	—	実施施設数:5か所 (25年度)	B	女性福祉相談事業において、DV被害者の逃避や居を失った女性と同伴児に対し、緊急時に保護できるよう、受け入れ先の安定的な確保と、自立した生活のため、DV被害者等支援を行う民間団体に補助金を出し、保護と自立に向けた支援を行った。	32,697千円	B	補助団体との意見交換を行い、課題や必要な経費等の検討を行っている。一定の予算反映はなされてきているが、更なる課題に対する自立に向けた施策や支援がまだまだ必要である。	推進	子ども家庭課
14	7	4	☆	母子生活支援施設緊急一時保護事業	利用世帯数		(推進)	—	62世帯 (25年度)	B	28年度に1施設が新規に事業を開始し、18室から21室に増加し、緊急対応に迅速に対応できる状況にある。緊急一時保護以外での活用として特定妊婦の安全な出産・育児を支援する事業を新たに開始した。	60,167千円	B	DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	子ども家庭課
15	7	3		加害者更生プログラムの実施に向けた支援	—		(推進)	—	実施施設:1か所 (25年度)	B	DV防止のための加害者の更生のため、更生プログラムを実施している団体に補助金を出し、DV加害者更生支援を行った。	1,000千円	B	受講者のアンケートでは一定の意味があったという評価がある。	推進	子ども家庭課

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度取組	28年度予算額【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
16	7	3		DVに対する正しい理解の普及啓発、相談窓口の周知	—	(実施)	(推進)	—	(実施)	B	リーフレットを配布し、DVについての啓発と電話相談窓口の周知を行った。11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に18区でのキャンペーンを実施した。また、より広く取組について知ってもらうため、同期間に象の鼻パーク及び開港記念会館にてパープルライトアップを行った。	898千円	B	啓発による周知により、相談につながっていると考えられる。	推進	こども青少年局こども家庭課、政策局男女共同参画推進課
17	7	3		若者向けデートDV予防啓発	—	デートDV防止講座(教育関係者向け講座含む) 実施回数:24回、延べ受講人数:4,668人(25年度)	(推進)	—	・デートDV防止講座(教育関係者向け講座含む)実施回数:31回、延べ受講人数:4,184人 ・成人式において、配布冊子への記事掲載や会場モニターで動画放映など、デートDVに関する広報・啓発を実施した。	B	・若年層に向けて、デートDV防止講座(教育関係者向け講座含む)を実施した。 ・成人式において、配布冊子への記事掲載や会場モニターでの動画放映など、デートDVに関する広報・啓発を実施した。 【年間計31コマ、のべ参加者数4,184人】。	143千円	B	NPOと連携して実施したデートDV出前講座のアンケートでは、ワークショップが「とてもためになった」「ためになった」と答えた生徒は85%だった。学校の状況に合わせて、進め方や内容を工夫することで、効果的に実施することができた。	推進	政策局男女共同参画推進課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価 (案)

【基本施策⑧】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

■これまでの主な取組

- 児童虐待相談対応件数が年々増加している中、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に向けて、児童相談所と神奈川県警察が緊密に連携を図り、共有する情報量を増やすことにより、児童の安全確認と安全確保を的確に行えるよう、協定を締結しました。
- 区を要保護児童対策地域協議会の事務局とし、関係機関への研修や実務者会議の実施、個別ケース検討会議の開催の拡充等を行いました。
- 家庭での養育が困難な児童の増加に対応するため、新たな児童養護施設「横浜中里学園」の29年4月開所に向けた整備を行いました(定員45名)。

■取組による成果

- 児童虐待防止に向けた取組として、広報・啓発の実施や関係者のネットワークづくりや子どもや家庭を支える支援などの取組を着実に進めることにより、関係機関との連携強化に取り組みました。
- 養育に課題がある家庭・児童を支援する「横浜型児童家庭支援センター」を3区で開所し、区役所や児童相談所等との連携により相談や一時預かりなどを実施し在宅支援を推進しました。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

- 29年4月施行の児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止に向けた取組として、児童相談所の体制強化を図り、初期対応後の継続的な支援等を充実させるとともに、区や児童相談所、関係機関等への研修等による人材育成を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応・再発防止・深刻化防止に向けた取組を推進します。
- 社会的養護の充実として、家庭養護を推進するため、里親による児童受入の推進に向けた広報啓発を着実に進めるとともに、里親認定を受けているものの児童を受け入れていない里親を対象とした研修等を新たに実施します。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	<28年度の振り返り>		所管課
						29年3月末時点	進捗状況	
1	1	虐待死の根絶	1件/年(25年度)	0件	-	0人	B	こども家庭課
2	1	児童養護施設の入所待ち児童数	198人(25年度)	0人	-	135人	C	こども家庭課

<主な事業・取組>

No.	施策	方向性	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	H28目標値	【直近の状況】		<28年度の振り返り>						所管課
									29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開		
1	8	1	☆	児童虐待防止啓発地域連携事業	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数	897件(25年度)	1,380件	1,039件	1,517件	A	各区の要保護児童対策地域協議会の活動の推進により、実務者会議をエリア別会議や関係機関訪問など多様な開催方法で実施し、地域で見守るネットワークづくりが強化され、個別ケース検討会議の開催は年々増加している。28年度は、市立学校と、要保護・要支援児童の情報共有の事務取扱を定め、要保護児童の支援のための連携を図ることができた。	25,083千円	A	啓発の効果で一般市民の児童虐待予防への理解も深まり、虐待対応件数が年々増加している。区が会議や研修を実施し要対協の調整機関としての役割を担っていることが関係機関に浸透し関係機関との連携の充実が図られている。	推進	こども家庭課	
2	8	1		児童相談所等の相談・支援体制の充実	—	(実施)	(推進)	—	実施	A	年々増加する児童虐待相談の対応件数に適切に対応できるよう、児童相談所と区職員の専門性向上のための研修の実施。横浜子ども虐待防止医療ネットワークの開催や、神奈川県警との連携協定の締結などにより福祉・医療・警察の連携が推進した。	—	A	横浜市の虐待通告窓口として区と児相の周知が進み、年々相談対応件数が増加しているが、関係機関と連携し、早期の支援につながっている。	推進	こども家庭課	
3	8	1		保育所での見守り強化	—	(実施)	(推進)	—	(実施)	B	児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、市立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。	民間 65,439千円 市立 20,485千円	B	助成制度により、必要な保育士の確保ができており、保育所での見守り強化の体制が確保されている。	推進	保育・教育運営課	
4	8	2		民間児童福祉施設整備事業	民間児童養護施設数	9施設(25年度)	10施設	—	9施設	B	所管施設として10か所目となる、県立中里学園敷地の一部を活用した新たな児童養護施設(横浜中里学園)を整備した。(29年4月開所)	2,099,446千円	B	児童虐待等により、施設等への入所が必要な児童が安定した生活を確保するために必要である。	推進	こども家庭課	
5	8	2		児童福祉施設等の運営	—	(実施)	(推進)	—	46施設(市内委託施設数)	B	児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親への委託、母子家庭の母子生活支援施設の入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等にかかる費用を支弁した。	5,586,335千円	B	関係法令等に従い、適切に執行する必要がある。	推進	こども家庭課	

No.	施策	方向性	確保 方針	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H28 目標値	29年3月末時点	進捗状況	28年度の取組	28年度予算額 【千円】	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
6	8	3		里親推進事業	里親委託率	12.1% (25年度)	22%	—	14.7%	C	里親等委託児童数は前年より増加(H27:89人⇒H28:99人)している。しかし、里親委託率は、14.7%と微増となっている。社会的養護を必要とする児童が、家庭的な環境で健全に養育できるよう里親委託を進めるため、全登録里親に委託意向調査を実施し、候補児童とのマッチングに活用した。里親登録を増やすための広報啓発として区役所を会場とした制度説明会や、養育里親について周知、理解を深めるための「よこはまポートファミリー啓発講演会」を開催した。	10,029千円	B	里親家庭で生活する児童は増加しており、里親委託は推進されている。家庭的な環境で養育できる児童をさらに増やすためには、里親登録数を拡充する必要がある。	推進	こども家庭課
7	8	4	☆	子育て短期支援事業	①宿泊を伴う「ショートステイ」の利用者数 ②夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」の利用者数	①56人(年間延べ) ②1,212人(年間延べ)	①287人(年間延べ) ②5,526人(年間延べ)	①207人(年間延べ) ②4,040人(年間延べ)	①400人 ②4,073人	A	児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等で養育預かりを行った。	55,769千円	B	地域の中での見守り、養育ができることで、保護者のレスパイトケアとして有効性が高い。	推進	こども家庭課
8	8	4		横浜型児童家庭支援センターの運営	児童家庭支援センター施設数	6施設 (25年度)	18施設	—	9施設	B	子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、地域での生活が継続できるように、児童相談所や区福祉保健センター等の関係機関と連携し、子育てについての悩みや課題を早期に発見し、相談・助言等を行った。新たに3区で開所した。	167,063千円	B	地域の身近な相談支援機関として、有効性が高い。	推進	こども家庭課
9	8	5	☆	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問回数 ②ヘルパー派遣回数	①2,816回(年間延べ) ②4,599回(年間延べ)	①4,837回(年間延べ) ②7,932回(年間延べ)	①3,624 ②5,941	①2,851(年間延べ) ②7,930(年間延べ)	B	児童相談所が虐待ケースとして、継続支援している養育者に対し、養育者の養育不安の傾聴、養育支援、家事援助、保育園等の送迎などを行うことで負担を軽減するとともに家庭の変化をいち早く察知するモニタリングの効果もあげている。訪問員については、病欠により昨年比件数減少となっている。	68,863千円	B	本事業実施により、養育者とこどもの親子分離が避けられ、引き続き在宅での支援が可能になり、保護者、こどもの負担軽減となる。虐待の予防再発防止の効果もあげている。	推進	こども家庭課
10	8	5		施設等退所後児童のためのアフターケア事業	支援拠点箇所数	1か所 (25年度)	2か所	-	1か所	B	児童養護施設等退所者に対し、就労や進学、生活全般の様々な相談に応じ、情報提供を行った。また、退所者が気軽に集える居場所「PortFor」を引き続き運営した。資格等支援事業による運転免許の取得、進学者を対象とした自立生活資金及び初年度納入金を支弁した。ニーズ把握のための退所者調査を実施した。	33,408千円	B	居場所の利用者、個別支援が必要なケースが増加している。困難ケースへの支援スキルの獲得や児童養護施設等との連携、居場所や就労支援の充実が課題である。	推進	こども家庭課